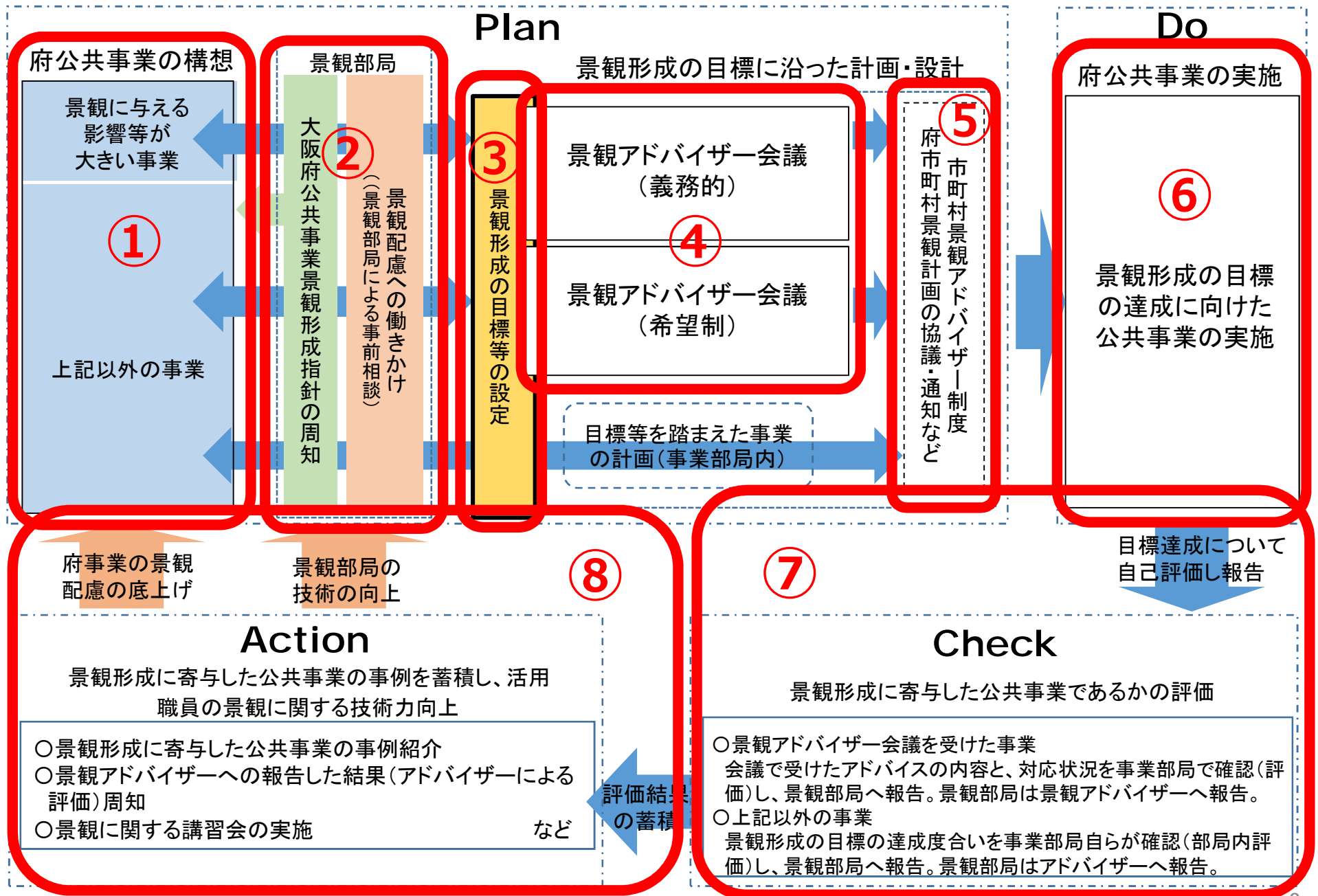


公共事業PDCAサイクル制度の 各工程における課題整理について

(※第2回景観ビジョン推進部会資料)

公共事業PDCAサイクル制度の全体像(案)



①Plan PDCAサイクル制度の対象事業 (= 景観形成の目標を立てる事業) をどう設定するか

■他府県における規模設定の事例:山梨県

(対象事業)

第3条 公共事業景観検討を実施する事業は、次の各号に定めるところにより選定するものとする。

- (1) 公共事業評価会議に諮った事前評価(調査)案件のうち、全体事業費が10億円以上となる可能性のある事業
- (2) 公共事業評価会議に諮った事前評価(調査)案件のうち、「公共事業景観検討実施要領の運用(以下、運用という)」に示す一定規模以上などの構造物が生ずるものについて、景観づくり推進室長が必要であると認めたもの
- (3) 築造する構造物が見える重要な視点場が存在すると景観づくり推進室長が認めたもの
- (4) 県土整備部が実施する他部局の公共事業のうち、当該部局が景観アドバイザー会議の対象とすることを希望するもの
- (5) 事前評価(調査)時に公共事業評価会議に諮ることはなかったが、事前評価(事業)時に公共事業評価会議に諮った案件で、全体事業費が10億円以上となる事業
- (6) その他特に必要と認められる事業

「公共事業景観検討実施要領」より

(方向性)

■対象施設

- ・府公有財産台帳に「建物」若しくは「工作物」として登録されている(される)施設

■対象とする事業規模

- ・大阪府建設事業評価※において事前評価の対象となる事業
- ・景観行政団体へ景観に関する届出を行う必要のある事業

(※)大阪府建設事業評価

(目的) 建設事業評価は、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(対象) 建設事業評価は、府又は府が設立する地方独立行政法人が実施する建設事業（総事業費1億円以上の事業に限る。ただし、災害復旧、補修、改修及び維持管理に係るものを除く。）を対象とする。

(評価の視点) ※事前評価

- ア 上位計画等における位置付け（優先度を含む。）
- イ 事業を巡る社会経済情勢
- ウ 費用便益分析等の効率性
- エ 安全・安心、活力、快適性等の有効性
- オ 自然環境等への影響と対策
- カ 代替手法との比較検討

「大阪府建設事業評価実施要綱」より

②Plan 景観部局による景観配慮の働きかけの内容

(方向性)

■大阪府公共事業景観形成指針の周知

- ・各部局の窓口となる担当課を通じて、定期的に周知を行うとともに、庁内ポータルサイト等を活用した周知に取り組む

■事前相談における対応

- ・事業位置の景観行政団体や、景観に関する指針や方針の説明
- ・市町村の景観窓口の紹介
- ・府の景観配慮に関する取組み(アドバイザー制度等)の紹介
- ・参考となる景観に配慮された事例の紹介
- ・その他、事業課の要望に応じて適宜対応する

③Plan 「景観形成の目標等の設定」の方法

(方向性)

■基本計画段階 ……計画地の現状把握

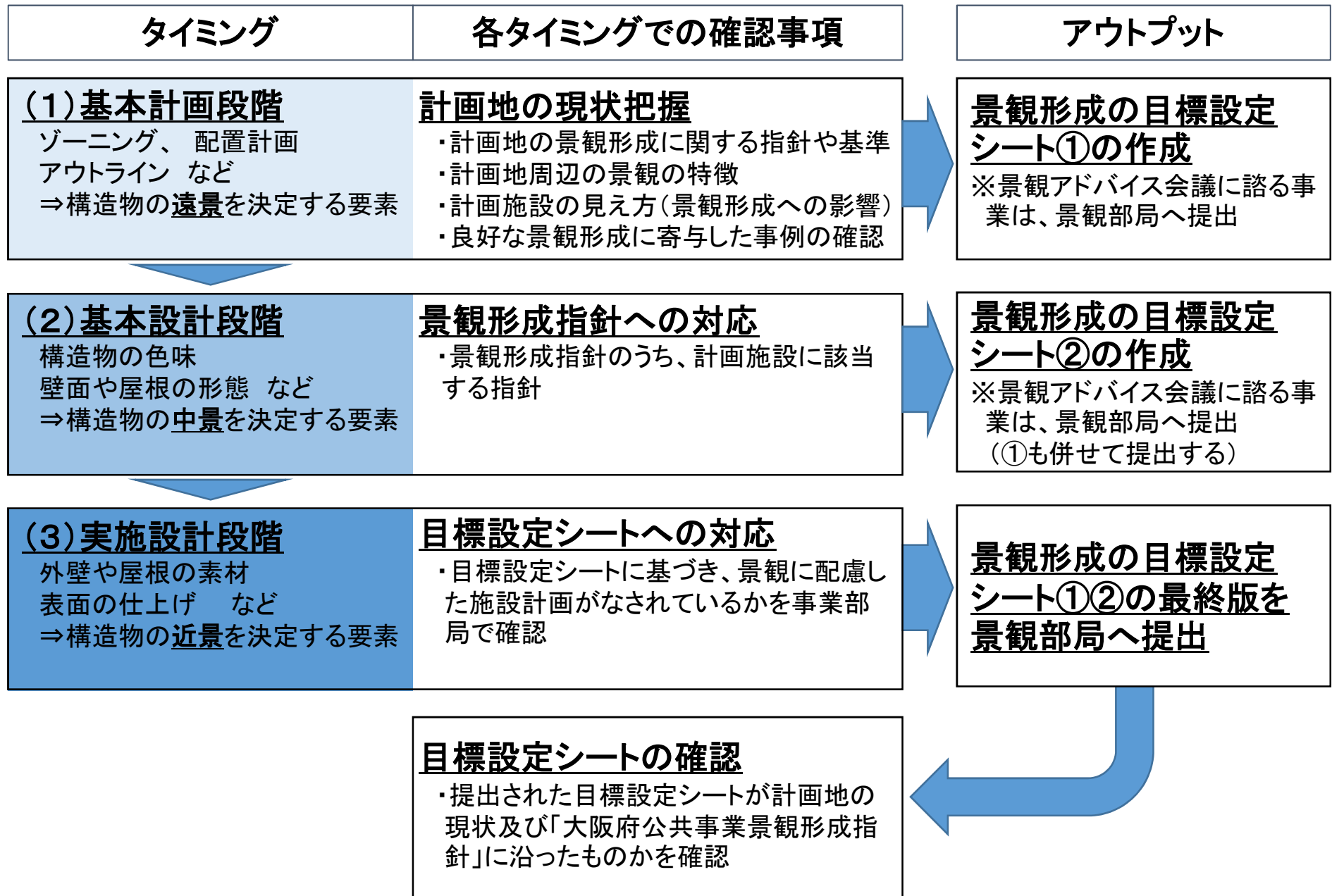
- ・景観形成の目標設定シート①を作成する
- ・景観アドバイザー会議に諮る事業は、会議までに景観部局へ目標設定シート①を提出する
- ・景観アドバイザー会議を受けて、目標設定の内容に修正があった場合、事業部局は目標設定シートの修正を行う

■基本設計段階 ……景観形成指針への対応

- ・景観形成の目標設定シート②を作成する
- ・景観アドバイザー会議に諮る事業は、会議までに景観部局へ目標設定シート①②を提出する
- ・景観アドバイザー会議を受けて、目標設定の内容に修正があった場合、事業部局は目標設定シートの修正を行う

■実施設計段階 ……目標設定シートへの対応

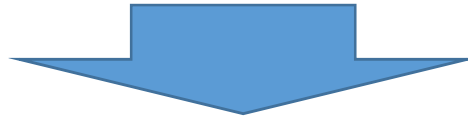
- ・景観形成の目標設定シートに沿った施設計画になっていることを事業部局で確認する
- ・景観部局へ景観形成の目標設定シート①②を提出する
- ・景観部局は、提出された目標設定シートが計画地の現状及び「大阪府公共事業景観形成指針」に沿ったものかを確認する



④- 1 Plan 景観アドバイザー会議に諮る1年間あたりの事業数

■アドバイザー会議において、1年間に対応可能な件数

公共事業アドバイス部会の開催回数	・・・概ね2回／年
公共事業アドバイス部会の所要時間	・・・120分／回
景観アドバイザー会議の1件あたりの所要時間	・・・20～40分



- ・1回の公共事業アドバイス部会に対応可能な件数は3件程度
- ・1年間に対応可能な件数は6件程度

■大阪府における公共事業の件数(府建設事業評価(事前評価)の対象件数)

年度	府建設事業評価(事前評価)の実施件数		
		全体事業費 10億円以上	全体事業費 1～10億円未満
H30	10件	4件	6件
H29	9件	3件	6件
H28	22件	12件	10件
H27	19件	5件	14件
H26	17件	8件	9件
合計	76件	31件	45件
平均(／年)	15.4件	6.4件	9件

④- 2 Plan 景観アドバイザー会議の対象事業の設定

■他府県における対象事業設定の事例：山梨県

(対象事業)

第3条 公共事業景観検討を実施する事業は、次の各号に定めるところにより選定するものとする。

- (1) 公共事業評価会議に諮った事前評価（調査）案件のうち、全体事業費が10億円以上となる可能性のある事業
- (2) 公共事業評価会議に諮った事前評価（調査）案件のうち、「公共事業景観検討実施要領の運用（以下、運用という）」に示す一定規模以上などの構造物が生ずるものについて、景観づくり推進室長が必要であると認めたもの
- (3) 築造する構造物が見える重要な視点場が存在すると景観づくり推進室長が認めたもの
- (4) 県土整備部が実施する他部局の公共事業のうち、当該部局が景観アドバイザー会議の対象とすることを希望するもの
- (5) 事前評価（調査）時に公共事業評価会議に諮ることはなかったが、事前評価（事業）時に公共事業評価会議に諮った案件で、全体事業費が10億円以上となる事業
- (6) その他特に必要と認められる事業

「公共事業景観検討実施要領」より

⇒実際に景観アドバイザー会議に諮っている事業は、上記のうち、特に景観への影響が大きい、比較的大きな公共事業

④- 3 Plan 景観アドバイザー会議の仕組み

(方向性)

■景観アドバイザー会議に諮る事業数(1年間あたり)

- ・1年間あたり6件を目安とし、事業内容に応じて調整することとする

■「義務的」と「希望制」の対象事業の設定

(1)「義務的」とする事業

- ①大阪府建設事業評価の評価対象かつ、全体事業費10億円以上の事業
 - ②景観行政団体へ景観に関する届出を行う必要のある事業
- ①②のうち、景観形成上の影響が大きいと景観部局が判断する事業を対象とする

※その他、景観形成への影響が大きいと想定される事業があれば、対象とする

(2)「希望制」とする事業

- ・事業規模によらず、事業課より希望のあった事業を対象とする
- ・ただし、対応可能な件数を上回る希望があった場合には、景観形成上の影響が大きいと景観部局が判断する事業を優先的に対象とする

(方向性)

■景観アドバイザー会議の開催時期及び開催回数

(1)「義務的」とする事業

- ・下記のタイミングで景観アドバイザー会議を実施する(計3回)

①基本計画(概略設計)

敷地条件の整理が終わり、ゾーニングや配置計画を行うタイミング

第1回アドバイス会議

・景観形成の目標設定シート①

②基本設計(予備設計)

大まかな計画が定まったタイミング

第2回アドバイス会議

・景観形成の目標設定シート①②
・アドバイス対応状況報告書 ←

③実施設計(詳細設計)

基本設計から変更となった条件について整理が終わったタイミング

第3回アドバイス会議

・景観形成の目標設定シート①②
・アドバイス対応状況報告書 ←

第1回のアドバイスへの対応報告

第2回のアドバイスへの対応報告

※ただし、基本計画(概略設計)を行わない場合等については、この限りでない

(2)「希望制」とする事業

- ・原則、①か②のいずれかのタイミングで実施する(※原則1回)

(方向性)

■景観アドバイザー会議で受けたアドバイスへの対応報告

- ・最終、設計が固まった段階で、「景観形成の目標設定シート」の最終版及び景観アドバイザー会議で受けたアドバイスの内容への対応状況を事業部局で確認し、景観部局へ報告する
- ・景観部局は、それらを確認の上、景観アドバイザーへ報告する

⑤Plan 市町村景観アドバイザー制度との関係

(方向性)

■市町村景観アドバイザー制度との関係

(1)府景観アドバイザー会議※の対象かつ市町村景観アドバイザー制度の対象

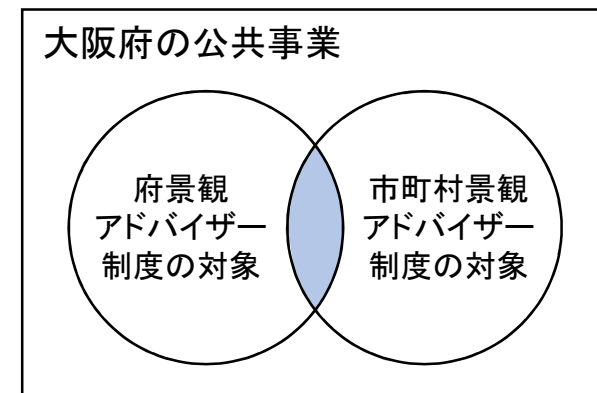
①市町村との情報共有等

- ・市町村の景観担当窓口や景観に関する基準等、事業課へ伝えることが望ましい情報の収集に努め、関係各所へ共有する
- ・希望があれば府景観アドバイザー会議に市町村の景観担当を同席してもよいこととする

②会議のタイミング

- ・市町村の景観アドバイザー制度は、ある程度、設計が固まった後に諮るケースが多いが、府景観アドバイザー会議はそれよりも早い段階で実施する

(※)義務、希望とも



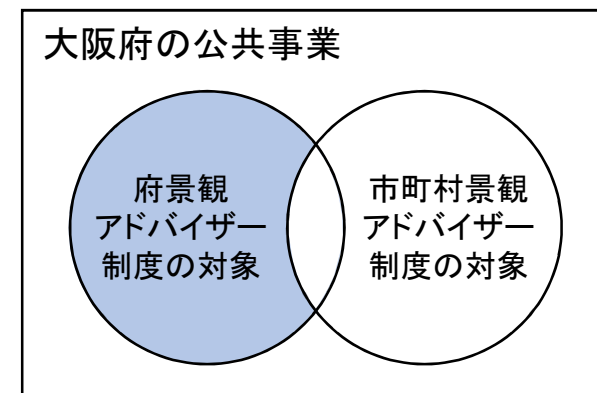
(方向性)

■市町村景観アドバイザー制度との関係

(2)府景観アドバイザー会議※の対象かつ市町村景観アドバイザー制度の対象外

①市町村との情報共有等

- ・市町村の景観担当窓口や景観に関する基準等、事業課へ予め伝えることが望ましい情報の収集に努め、関係各所へ共有する
- ・希望があれば府景観アドバイザー会議に市町村の景観担当を同席してもよいこととする



(※)義務、希望とも

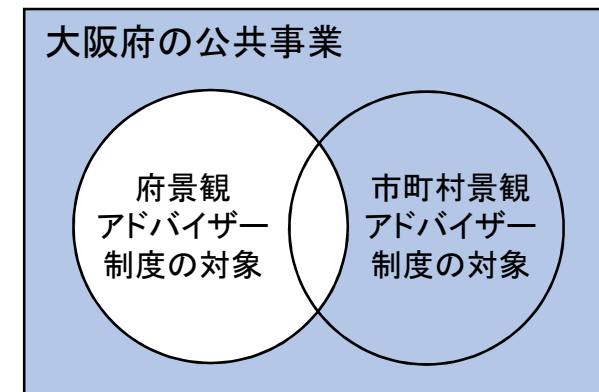
(方向性)

■市町村景観アドバイザー制度との関係

(3)府景観アドバイザー会議※の対象外

①市町村との情報共有等

- ・市町村の景観担当窓口や景観に関する基準等、事業課へ伝えることが望ましい情報の収集に努め、関係各所へ共有する



(※)義務、希望とも

⑥Do 目標設定後、工事が完了するまでの対応

(方向性)

■設計担当から工事担当への景観に関する引継ぎ

- ・景観形成の目標設定シート、目標設定シートに基づく計画内容について、設計担当から工事担当へ内容を説明の上、書類を伝達する

■景観形成の目標設定に関わる計画変更が生じた場合

(1)景観アドバイザー会議を受けた事業

- ・景観部局は、事業部局からの相談を受け付ける
- ・変更内容を鑑み、必要に応じて景観アドバイザーへの確認を行う

(2)景観アドバイザー会議の対象外で景観形成の目標設定のみを行った事業

- ・景観部局は、事業部局からの相談を受け付ける

⑦Check 評価の手法、体制をどう設定するか

(方向性)

■景観形成に寄与した公共事業であるかの評価

- ・事業部局は、工事が完了次第、景観形成の目標達成の状況を「景観形成の目標設定シート」及び「景観形成の目標達成シート」により、自己確認(評価)し、景観部局へ報告する
- ・景観部局は、それらを確認の上、取りまとめた結果を定期的に景観アドバイザーへ報告し、評価を受ける

⑧Action 事例の蓄積、活用等の具体的な方策

(方向性)

■ 景観形成に寄与した公共事業の事例の蓄積と発信

- ・ 目標設定やそれらへの対応状況について、情報を蓄積するとともに、庁内ポータルサイト等で紹介する

■ 景観アドバイザーへ報告した結果(アドバイザーによる評価)の周知

- ・ 評価結果のデータベース等を庁内ポータルサイト等で紹介する

■ 景観に関する講習会の実施

- ・ 府職員を講師とした講習会を実施する
- ・ 有識者による講習会を実施する